

(資料1)

所沢市・入間市
使用済み紙おむつ処理施設整備運営に係る
サウンディング調査

【実施要綱】

令和6年12月

所沢市・入間市

所沢市・入間市使用済み紙おむつ処理施設整備運営に係るサウンディング調査

【実施要綱】

目 次

1	調査の目的	1
2	調査の進め方	1
3	調査対象者	1
4	主な対話内容	1
5	サウンディング調査の実施方法	2
(1)	サウンディング調査への参加申込	2
(2)	質問受付	2
(3)	質問に対する回答	2
(4)	調査回答書の提出	2
(5)	対話日時の連絡	2
(6)	対話の実施	2
(7)	調査事務局（提出先）	3
(8)	調査事務局業務委託先	3
6	留意事項	3
(1)	参加事業者の取り扱い	3
(2)	費用、説明資料の提出	3
(3)	追加調査への協力	3
(4)	実施結果の公表	3
(5)	参加除外条件	3
7	配布資料	4

1 調査の目的

現在、所沢市と入間市（以下「2市」という。）では、クリーンセンターで焼却処理となっているごみの減量及び資源化を推進するため、使用済み紙おむつを対象とした資源化の可能性について調査・研究を進めております。

このたび、使用済み紙おむつの資源化に係る技術・経験を有する民間事業者の視点から、中間処理事業に対する関心・興味のほか、事業参入に際しての事業形態、立地条件、生成物利活用などの実現可能性を探り、有効な導入方法を検討するため、サウンディング調査を実施いたします。

本調査にあたりましては、両市の周辺自治体を含めた広域的処理の可能性も探っております。両市と飯能市、狭山市、日高市の5市（以下「ダイア5市」という。）では埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイアプラン）を展開しており、広域行政の研究を施策として掲げていることから、設問によっては2市のケースに加え、ダイア5市のケースについても調査を実施いたします。

2 調査の進め方

内容	日程（予定）
実施要綱の公表	令和6年12月6日（金）
サウンディング調査の参加申込	令和6年12月6日（金） ～令和6年12月20日（金）
質問受付	令和6年12月25日（水）
質問に対する回答	令和7年1月17日（金）
サウンディング調査回答書の提出期限	令和7年1月31日（金）
対話	令和7年2月3日（月） ～令和7年2月21日（金）

3 調査対象者

使用済み紙おむつ処理施設の整備及び運営について事業参画の可能性のある法人又は法人のグループ（以下、「法人等」という。）。

※整備・運営両方への参画の可能性のある法人等だけでなく、整備のみ、運営のみの法人等も対象者とします。

4 主な対話内容

主な対話内容は、サウンディング調査票の回答内容について行います。

5 サウンディング調査の実施方法

サウンディング調査の実施方法は、以下のとおりとします。

資料や様式は、所沢市ホームページの「使用済み紙おむつ処理施設整備運営に係るサウンディング調査」サイト内からダウンロードしてください。(2)以降についても、必要な資料や様式をこの専用サイトからダウンロードしてください。

(1) サウンディング調査への参加申込

申込期間：令和6年12月6日（金）から令和6年12月20日（金）まで

申込方法：参加希望者は、所沢市ホームページの「使用済み紙おむつ処理施設整備運営に係るサウンディング調査」サイト内の「(様式1)参加申込書」をダウンロードして必要事項を記入の上、件名を【サウンディング参加申込（事業者名）】として、上記の期間内に「(7)調査事務局」まで、電子メールにより提出してください。

(2) 質問受付

日 時：令和6年12月25日（水）まで

質問方法：質問希望者は、上記の期日までに、「(様式2)サウンディング調査に関する質問書」に必要事項を記入の上、「(7)調査事務局」まで、電子メールにより提出してください。件名を「サウンディング調査質問書（事業者名）」としてください。

(3) 質問に対する回答

日 時：令和7年1月17日（金）まで

回答方法：上記の期日までに、全ての質問回答を参加申込のあった全法人または法人グループの代表法人に電子メールにて送信します。

(4) 調査回答書の提出

提出期間：令和7年1月31日（金）まで

提出方法：「(資料2)サウンディング調査票」を確認の上、「(様式3)サウンディング調査回答書」に回答を記載し、「(7)調査事務局」まで、電子メールにて送付してください。件名を「サウンディング提案書（事業者名）」としてください。

その他：対話での意見交換を円滑に行うために、原則として提案書は期日までに送付してください。やむを得ず提出期限に間に合わない場合は、「(7)調査事務局」まで電子メールにて連絡の上、できるだけ早く提出してください。

(5) 対話日時との連絡

参加申込のあった法人または法人グループ代表の担当者あてに、対話実施日時及び場所を電子メールで連絡します。希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

(6) 対話の実施

実施期間：令和7年2月3日（月）～令和7年2月21日（金）

場 所：所沢市役所または入間市役所

※実施日時の詳細については、個別に連絡させていただきます。

実施内容：20分程度説明いただいた後に、40分程度意見交換を行います。

参加者のアイデア及びノウハウの保護のため、個別に行います。

「(8) 調査業務委託先」に記載した株式会社 エイト日本技術開発が同席いたします。

その他：参加人数は5人程度までとしてください。

※オンラインでの対話とすることもできます。

(7) 調査事務局（提出先）

所沢市 環境クリーン部 資源循環推進課

担当者：田島、風間、綿引

電話：04-2998-9146

FAX：04-2998-9394

E-mail：a9146@city.tokorozawa.lg.jp

(8) 調査業務委託先

株式会社 エイト日本技術開発

東京支社 都市環境・資源・マネジメント部 環境エネルギーグループ

担当者：衛藤、相羽

電話：03-5341-5147

6 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

本サウンディング調査への参加実績は、今後の検討や事業者公募に対して優位性をもつものではありません。

(2) 費用、説明資料の提出

- ・ サウンディング調査への参加にかかる費用は、参加された方の負担とします。
- ・ 対話では、説明の補足に必要な資料を使用することができます。資料等を使用する場合は、対話2日前までに、「5 (7) 調査事務局」まで、電子メールにて送付してください。件名を「サウンディング資料提出（事業者名）」としてください。また、対話当日に、「対話日時連絡」で指定する部数を用意して、配布してください。

(3) 追加調査への協力

対話実施以降に、追加の聞き取り調査を行う場合がございますので、その際にご協力をお願いします。

(4) 実施結果の公表

- ・ 実施結果については、非公表とします。
- ・ 両市及び埼玉県西部まちづくり協議会の検討資料に限り使用します。

(5) 参加除外条件

以下のア～オに該当する者は、本調査に参加できません。

ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

- イ. 参加申込書提出時点で競争入札参加者に対して指名停止を受けている者
- ウ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- オ. 国税及び地方税を滞納している者

7 配布資料

- ・（資料 1）サウンディング調査実施要綱（本書）
- ・（資料 2）サウンディング調査票
- ・（様式 1）サウンディング調査参加申込書
- ・（様式 2）サウンディング調査に関する質問書
- ・（様式 3）サウンディング調査回答書